

山梨地方最低賃金審議会の意見に関する公示

山梨労働局一般公示第9号

令和7年11月7日山梨地方最低賃金審議会から山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、山梨県の区域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び最低賃金法施行規則(昭和34年労働省令第16号)第8条の規定に基づき令和7年11月25日までに山梨労働局長あて(甲府市丸の内1-1-11)異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和7年11月7日

山梨労働局長 岩 﨑 充

記

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に係る 山梨地方最低賃金審議会の意見の要旨

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のように定めること。

1 適用する地域 山梨県の区域 2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的 経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要 な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。)を営む使 用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能修得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レッテル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。)
 - ハ 手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、 箱詰め、選別又はマスキングの業務 (これらの業務のうちライン工程の 中で行う業務を除く。)
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間1,089円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和8年3月1日